

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年12月10日

東京都作業部会確認年月日 令和2年12月11日

事業名 共同実施事業（選手村宿泊棟）

案件名 選手村仕様新設工事及び選手村仕様解体工事の施工及び工事監理業務に関する実施協定書（宿泊棟）

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ● 延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の大枠の合意において、経費負担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うことになっている。 ● 選手村の宿泊施設の整備に関する事業であり、平成30年3月に組織委員会が特定建築者と協定を締結し、整備を進めてきており、継続性が必要となるため、組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 延期に伴い発生する追加工事であり、平成29年7月に締結した「第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の選手村における宿泊施設等の整備等に関する基本協定書」等に基づき、必要となる工事である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備メーカーの見解書等を確認し、消防設備等の経年劣化部品の交換や点検の追加など、建物の安全性や基本的性能を確保するために必要であるオーバーホール等のみを対象としており、必要最低限の内容であることを確認した。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ● 各変更項目及び単価設定について、コストコンサルタントの査定結果などを経て設定されていることを確認した。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ● 本件にかかる費用は、選手村運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であることを確認した。 ● 延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。